

川魚・水生生物の解禁期間と生態

川魚	解禁期間(4/15~7/25) ※変更する場合があります。												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
あゆ			5/1(午前6時~) 産卵期間のみ	6/1(午前6時~) (全魚)									
こい			産卵期	産卵期	1年で10~15cm成長します								
ふな			産卵期	産卵期	1年で9~11cm成長します								
オヤカワ			産卵期	産卵期	1年で10~11cm成長します								
にじます			産卵期	産卵期	3~5年で15~40cm成長します								
あまこ			3/1		9/30								
うなぎ			産卵期	産卵期	1年で13~17cm成長します								
モスガニ			産卵期	産卵期	3~5年で10cm<5い成長します								2末日

禁漁区 (釣り専用区域)《網入れが禁止されている区域》

河川名	禁漁区域	禁漁期間
篠山川	篠山市京口橋から下流監物橋まで700mの間	1年間
加古川本流 (佐治川)	篠山市農材水産省井堰から八幡橋まで500mの間 黒田田代町船井堰から井原橋上流500mまでの間 青垣町市原倉場堰上流200mまでの間 加東市川合流点を境とし本流の上流500m下流300mまでの間 美穂川合流点を境とし本流の上流500m下流300mまでの間 加東市福橋より上流河川連通管(加古川)並向梁まで650mまでの間 水上町幸野寺橋から京橋まで900mの間 西脇市本流倉庫橋より下流新野村大橋まで900mの間 丹波市青垣町大笠草 加古川本流の源流、佐治川、広芝川、石屋呂川の全域 加美区平橋から上流加美区水瀬地まで450mの間 加美区多田川開基橋から上流部全域 中区高岸丘山橋から高田橋まで1,000mの間 中区中村上井堰から中村下井堰まで150mの間 西脇市春日大橋上流端から和野井堰まで700mの間 西脇市形原川の支流和野川合流点より形原川と本流の合流点まで500mの間 八千代区中央橋から堂橋まで500mの間 加東市吉井堰から上流400mまでの間 三木市上津橋から下流末広橋まで1,000mの間 丹波市青垣町福士 本流と福士川の合流点から福士川の全域	1年間 1年間

禁漁区 《魚族繁殖保護区域》

河川名	禁漁区域	禁漁期間
杉原川	大袋地内通称大袋橋より上流100メートル、土砂止埋埋までの間	1年間

禁漁区、危険区域

河川名	禁漁区域	禁漁期間
鴨山ダム (興業湖)	余水吐口より上流網場までの約100メートルの間	1年間

特定漁業

河川名	区域	期間
中の谷川	野間川と中の谷川の合流点から、中の谷川の二重ヶ滝まで 2,000メートルの間 ※別に料金が定められています。	1年間

遊漁 解禁期間の禁止事項!

- 1 年間を通じて漁掛(コロ引又はすかげ)漁業をしてはならない。(おとり罟は下記にてお求めください。)
- 2 手釣り、竿釣りをお問はず同時に3本を超える竿を用いてはならない。
- 3 カニコは3個まで。機着網は使用できない。
- 4 うなぎかこは5個まで。

漁法の制限、禁止事項!

- 1 水中に電流を通しての漁法
- 2 発射装置付きもり、やすを用いる漁法
- 3 箱メガネ、水中メガネを用いる引上げ漁法
- 4 ひんすけ漁法
- 5 かえ乾し、溝通い漁法
- 6 ソノ性魚族を導きこんどりを用いる漁法
- 7 やな漁法
- 8 石たたき漁法
- 9 毒流し漁法
- 10 12月1日より翌年2月末日までの期間、よごみに掛集する小魚をすくう漁法(網目15cm以下使用、[本組合は、網目20mm])
- 11 9月1日から11月15日までの期間、あゆ掛掛け漁法 [本組合は、1年を通じて禁止!]
- 12 JRR本線鉄橋より上流、1800mまでの区域では水産動植物の採捕禁止(禁止期間10月1日~11月30日)
- 13 こい、全長15cm以下、うなぎ、全長20cm以下、いわな、あまこ、全長12cm以下のもものは採捕制限
- 14 フラックバス、ブルーギルの移植制限

罰 則

上記の、採捕禁止期間等の兵庫県内水産資源管理規則を犯した者
規則第14条により、6ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰金に処せられます。又はこれを併科されることがあります。

※兵庫県内水産資源管理規則、加古川漁業協同組合規則